

社会福祉法人福井市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくみん」 使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域福祉活動やボランティアのPRに使用する福井市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくみん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてのキャラクターとは、別図に示すデザインのことをいう。

(使用基準)

第3条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 福井市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) その他市社協会長(以下「会長」という。)が使用について適当でないと認めるとき。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『福井市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくみん」』と表記を付すこと。
- (2) 市社協の許諾無くデザインの改変等をしないこと。

(使用の取り消し)

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用取り消しを求めることができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるとき。

(責任の制限)

第7条 前条の規定によりキャラクターの使用を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市社協はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市社協は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

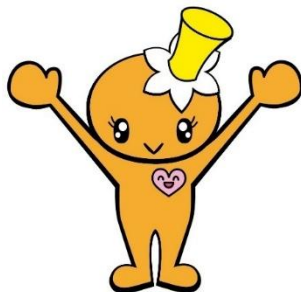
この要領は令和7年4月1日から施行する

別図

別図 1



別図 2



別図 3



別図 4



別図 5



別図 6



別図 7



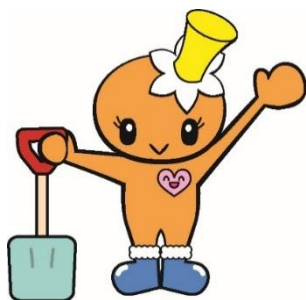
別図 8



別図 9



別図 10



別図 11



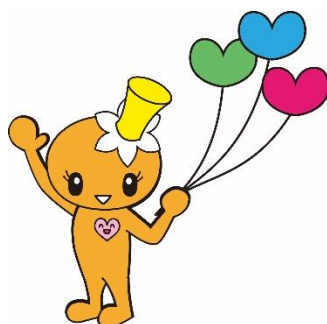
別図 12



別図 13



別図 14



別図 15

